

労務 ROAD

医療機関・薬局等の感染拡大防止等支援事業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う医療機関・薬局等に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用が補助されます。

【補助の対象機関】

新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う、病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所

※取組の一例：

- ・共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
- ・予約診療の拡大、整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知
- ・新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保など

【補助上限額】

病院（医科、歯科）	200万円+5万円×病床数
有床診療所（医科、歯科）	200万円
無床診療所（医科、歯科）	100万円
薬局、訪問看護ステーション、助産所	70万円

【補助の対象経費】

- ・感染拡大防止対策に要する費用
 - ・院内等での感染拡大を防ぎながら診療体制確保等に要する費用（「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外）
- ※経費の一例：清掃委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入 等

【申請対象期間】

2020年4月1日 ～ 2021年3月31日までにかかる費用 ※申請は1回限り

【補助を受けるための流れ】

- ①感染拡大を防ぐための取組を行う
- ②申請書・事業計画書を作成、提出
- ③補助金交付
- ④概算額で申請した場合、事後に実績報告

【申請書等の入手方法】

厚生労働省・各都道府県ホームページより入手可能です。

【厚生労働省 より】

休業手当を受けられなかった方への休業支援金等について

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けられなかった方に対して、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金が支給されます。

【対象者】

2020年4月1日 ～ 9月30日までの間に事業主の指示を受けて休業した労働者

【支援金額の算定方法】

$(\text{休業前の1日あたり平均賃金}) \times 80\%$ ※1日あたり支給額：11,000円が上限
×
 $(\text{各月の日数} \times 30 \text{日又は} 31 \text{日}) - (\text{就労した又は労働者の事情で休んだ日数})$

【問い合わせ先】

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
0120-221-276（月～金 8時30分～20時、土日祝 8時30分～17時15分）

【厚生労働省 より】

VOL.706
(2007—4)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056
大阪府中央区久太郎町
1-9-26 船場 ISビル 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集担当：君野・茅原・黒瀬

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

今号より新たに労務 ROAD の編集を担当させていただきます、黒瀬と申します。

読んでくださっている方に新しい制度の内容や法改正の情報など、必要な情報をわかりやすく伝えられるよう、頑張りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。（黒瀬）

7月 労務スケジュール

- ・算定基礎届の提出
(7/1～7/10)
- ・労働保険年度更新準備
(申告：6/1～8/31)
- ・高年齢者・障害者雇用状況報告書の提出
(申告：～8/31 まで延長)